
経済産業分野を対象とする 個人情報保護ガイドライン等について

平成19年10月
経済産業省
商務情報政策局
情報経済課

目次

1. 最近の個人情報保護に関する動向

2. 個人情報保護ガイドラインの概要

個人情報保護法制定後の政府の動向①

	法律・政府全体の動き	ガイドライン・経済産業省等の動き
2004年10月		経済産業分野個人情報保護ガイドラインの策定 ガイドライン等に関するQ&Aの公表
2005年4月	個人情報保護法の全面施行	
2005年11月	国民生活審議会個人情報保護部会で個人情報保護法の施行状況の評価及び個人情報保護制度の見直しに向けた検討開始	
2006年2月	”過剰反応”対応に関する関係府省申合せ http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/20060228moshiawase.pdf	ガイドライン等に関するQ&Aの追加 <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士法に基づく弁護士会からの照会(現Q89) ・警察等からの捜査関係の照会(現Q90) ・不具合製品を回収する際の情報提供(現Q91) 「個人情報保護法に基づく個人データの安全管理措置の徹底に係る注意喚起」 <ul style="list-style-type: none"> ・データベースへの不正アクセスの除去 (SQLインジェクション対応等) ・ウィルス感染による個人データの流出対策 (P2Pファイル共有ソフト対策等) ・パソコンの紛失・盗難対策 認定個人情報保護団体連絡会の開催
2006年5月		JISQ15001改正 (JISQ15001:2006「個人情報マネジメントシステム—要求事項」)
2006年7月	「個人情報保護に関する主な検討課題」取りまとめ http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/kadai.pdf	
2006年12月		「取組実践事例」の公表
2007年3月		経済産業分野個人情報保護ガイドラインの改正 ガイドライン等に関するQ&Aの追加公表
2007年6月	国民生活審議会における検討結果取りまとめ	

個人情報保護法制定後の政府の動向②

政府（主に内閣府）

平成19年6月 「個人情報保護に関する取りまとめ」
— 国民生活審議会個人情報保護部会 —

平成19年7月～ 取りまとめの意見を踏まえ、必要な措置の検討
(1) 「個人情報の保護に関する基本方針」の見直し等
(2) ガイドライン等の在り方
(3) いわゆる「過剰反応」等への対応

平成20年3月(予定) 政令、基本方針(閣議決定)等の改正

政令等の改正を踏まえ、

経済産業省

平成20年4月～ 経済産業分野ガイドラインの見直しに向けた検討開始

H19. 6 個人情報保護に関する取りまとめ概要①

— 国民生活審議会個人情報保護部会 —

1. 検討の背景

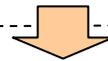
1. 「個人情報の保護に関する法律」は、平成17年4月に全面施行。
2. 「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)において、以下のように定められている。
 - ・内閣府は、法の施行状況について、法の全面施行後3年を目途に検討を加え、その結果に基づき必要な措置を検討。
 - ・国民生活審議会は、法の施行状況のフォローアップ
3. 国民生活審議会個人情報保護部会では、以下のように意見をとりまとめ。政府は必要な措置を検討。

2. 取りまとめの内容

(1)「個人情報の保護に関する基本方針」の見直し等

① 個人の権利利益の保護

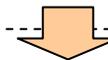
個人情報の利用停止・消去、取得元の開示、委託処理の透明化、事業者が定める利用目的の限定が消費者の観点から十分か。



優良な事例を参考に、事業者が任意に個人情報の利用停止請求に応じるなどの自主的な取組を促進。

② 市販の名簿の管理

市販の名簿等は、事業者の現実的な管理可能性を踏まえた取扱いが必要。



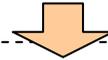
法律上定められている、安全管理措置の「必要かつ適切な」程度を明確化(※政令改正も検討)。

H19. 6 個人情報保護に関する取りまとめ概要②

— 国民生活審議会個人情報保護部会 —

(2) ガイドライン等の在り方

主務大臣制の下、事業等分野の実情に応じてガイドライン等を策定していることから、複数のガイドラインの適用を受ける事業者の存在。



ガイドラインの共通化について必要な検討。

(3) いわゆる「過剰反応」等への対応

① 民間事業者関係

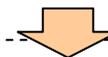
法律上、情報提供が可能な場合にも、法の誤解等に起因して、必要とされる個人データの提供が控えられたり、プライバシー意識の高まり等を背景に、各種名簿の作成が中止されるなど、いわゆる「過剰反応」。



・政府は、平成18年2月の個人情報保護関係省庁連絡会議申合せに即し、法の的確な運用、浸透について、政府一体としての取組を一層強化。本人の同意を得なくても個人データを提供できる場合について、周知徹底するとともに、名簿の作成・配布の手続について、広報啓発。

② 地方公共団体の取組(1)

(1) 法の趣旨は、各地方公共団体の条例やその運用に十分反映されているか。



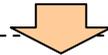
「過剰反応」と言われる状況も一部に見られることを踏まえ、地方公共団体においても、条例の適切な解釈・運用等や、住民に対する広報啓発。

H19. 6 個人情報保護に関する取りまとめ概要③

— 国民生活審議会個人情報保護部会 —

② 地方公共団体の取組(2)

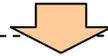
(2) 防災, 防犯, 地域福祉について, 活動が円滑に行われているか。



地方公共団体と地域の団体との間で, 防災や地域福祉等について協働していく場合における個人情報の取扱いに関しては, 各施策の担当省庁において必要な検討。

③ 行政機関等の保有する個人情報の取扱い

幹部公務員の略歴等について従来公表していた情報を公表しなくなった等の指摘がある。



幹部公務員の略歴公表の在り方(平成19年5月総務省局長通知)が取りまとめられた。

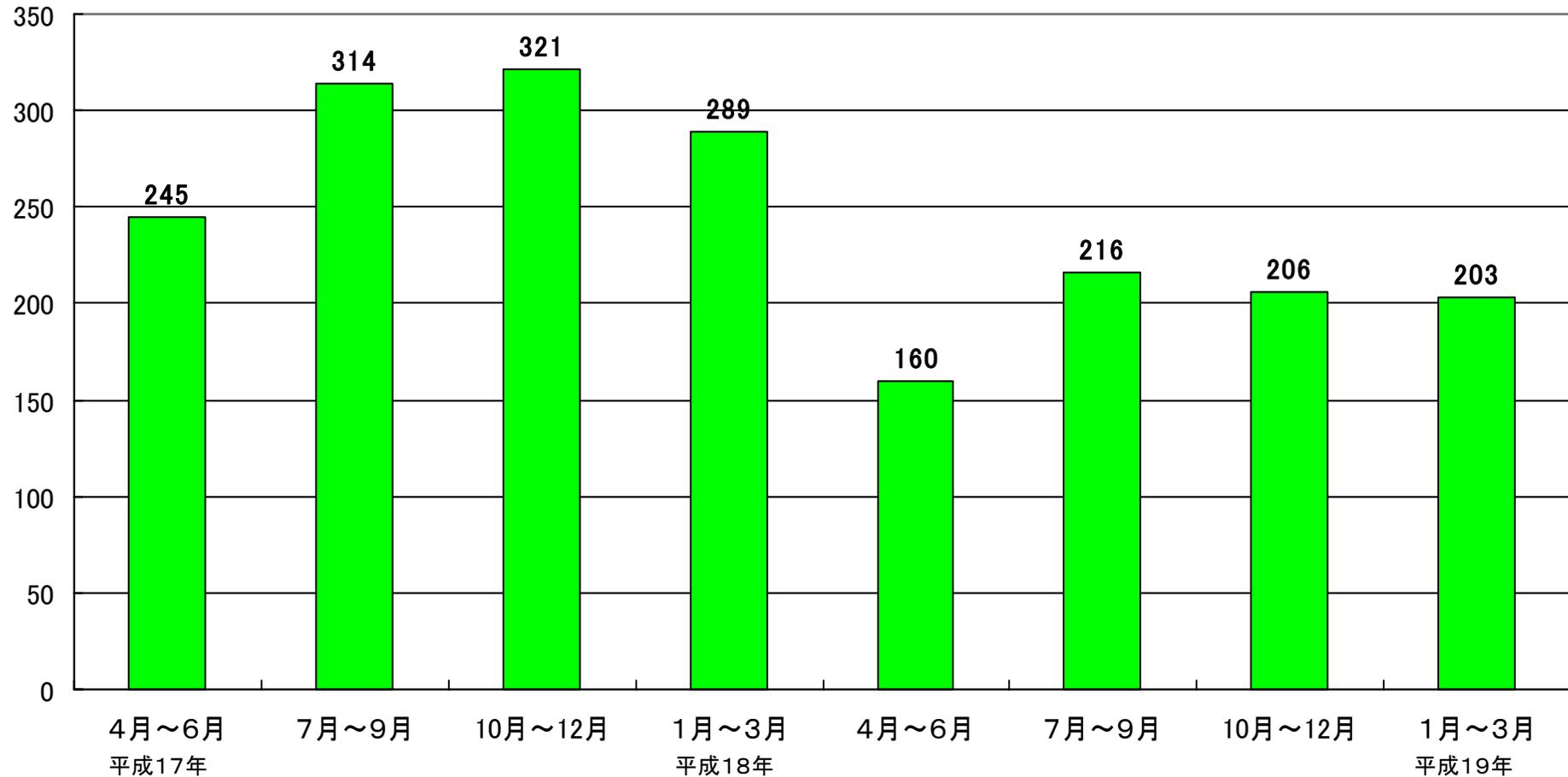
引き続き現行法の枠組みの下, 必要に応じて, 行政運営上の改善。

3. おわりに

- いわゆる「過剰反応」の原因である法の誤解等を解くため, 政府は最大限の努力。
- 審議会は, 毎年度の法の施行状況のフォローアップにおいて, 「過剰反応」対策の効果, 上記課題を取り巻く状況を見極め, 法改正の必要性も含め, 更なる措置を検討。

事業者からの個人情報漏えい事案の報告状況① －報告件数の推移(H17. 4～H19. 3)－

(単位:件)



- ◆ 経済産業省への報告件数は、平成17年度は1,169件、平成18年度は785件。
- ◆ 詳細な内訳は、次のページ以降。

事業者からの個人情報漏えい事案の報告状況②

－漏えい事案の原因別一覧－

・ファイル共有ソフトによる個人情報の漏えい事故が、前年度から引き続き頻発している。

原因(※1)	件数(H17)	漏洩した人数					
		500人以下	割合	～5,000人	割合	5,001人以上	割合
紛失・書類	282件(417)	272件(408)	①39.9%	6件(8)	③9.4%	4件(1)	③10%
送付ミス・郵送等	121件(155)	119件(152)	②17.5%	1件(3)	1.6%	1件(0)	2.5%
盗難・書類	63件(141)	60件(136)	③8.8%	3件(4)	4.7%	0件(1)	
送付ミス・メール	56件(74)	48件(62)	7.0%	8件(10)		0件(2)	
送付ミス・FAX	48件(62)	48件(62)	7.0%				
不正アクセス・ウィルス感染	43件(24)	22件(10)	3.2%	17件(9)	①26.6%	4件(5)	③10%
盗難・PC	28件(87)	23件(48)	3.4%	5件(32)	7.8%	0件(7)	
紛失・携帯	29件(27)	29件(26)	4.3%	0件(1)			
故意(従業員)(※2)	26件(9)	4件(9)	0.6%	7件(0)	②10.9%	15件(0)	①37.5%
紛失・メモリー	12件(16)	2件(9)	0.3%	4件(7)	6.3%	6件(0)	②15%
紛失・PC	12件(36)	8件(25)	1.2%	2件(6)	3.1%	2件(5)	5.0%
盗難・携帯	9件(13)	8件(12)	1.2%	1件(1)	1.6%		
盗難・その他電子機器	4件(23)	1件(17)	0.1%	2件(4)	3.1%	1件(2)	2.5%
紛失・その他電子機器	3件(8)	1件(5)	0.1%	2件(3)	3.1%		
盗難・メモリー	4件(1)	1件(1)	0.1%			3件(0)	7.5%
紛失・その他	1件(4)	1件(4)	0.1%				
盗難・その他	0件(7)	0件(6)				0件(1)	
不正廃棄	0件(3)	0件(3)					
その他	44件(62)	34件(52)	5.0%	6件(8)	9.4%	4件(2)	10.0%
合計	785件(1169)	681件(1047)	100%	64件(96)	100%	40件(26)	100%

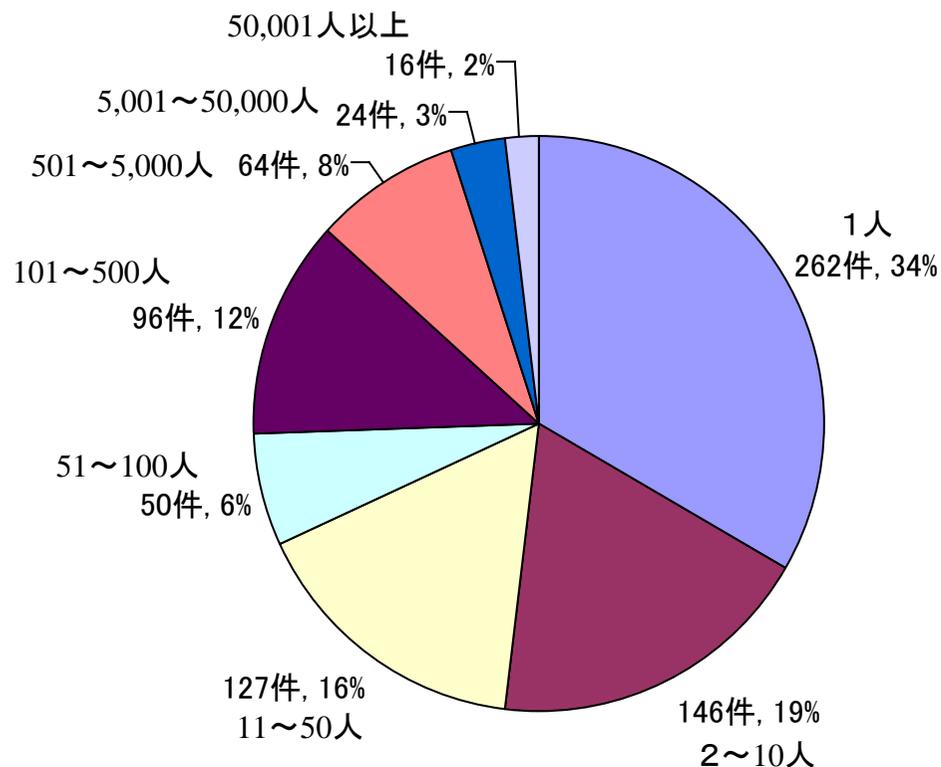
※1 漏えい原因の件数が多い順に並べたもの。

※2 平成19年2月に発覚した大日本印刷(株)関連の個人情報流出事故で、委託元企業からの報告が多数あった。

事業者からの個人情報漏えい事案の報告状況③ —漏えい人数別—

・17年と18年の“割合”を比較すると、大きな差が見られないことから、「全体的に個人情報の漏えい事案が減っている」、すなわち、「各事業者の個人情報保護の取組が進んでいる」と考えられる。

個人情報漏えい事案の報告状況(漏えいした人数別)



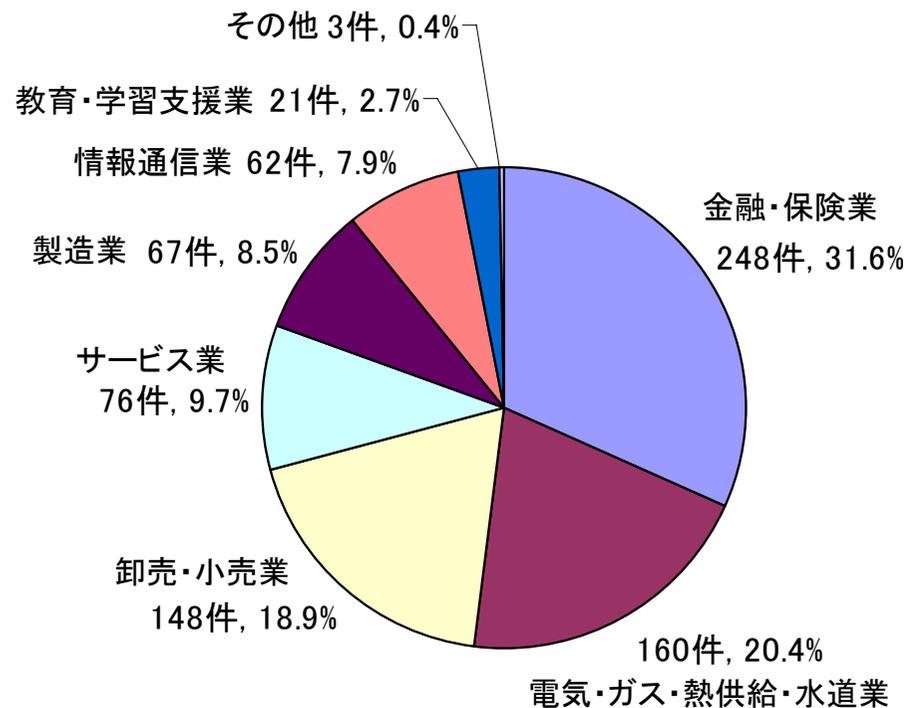
漏洩した人数	18年度(17年度)	
	件数	割合
1人	262件(358)	33.4%(30.6%)
2人～10人	146件(234)	18.6%(20.0%)
11人～50人	127件(204)	16.2%(17.5%)
51人～100人	50件(90)	6.4%(7.7%)
101人～500人	96件(161)	12.2%(13.8%)
501人～5,000人	64件(96)	8.2%(8.2%)
5,001人～50,000人	24件(24)	3.1%(2.1%)
50,001人～	16件(2)	2.0%(0.2%)
合計	785件(1169)	100%(100%)

事業者からの個人情報漏えい事案の報告状況④

－「日本標準産業分類」上の業種別一覧－

・報告件数が多い業種は、業界団体の自主的な取組が進んでいることから、個人情報漏えい事案が発生した際の対処方法が業界内で浸透しており、当省への報告件数も多い。

大分類別の報告件数



中分類別の報告件数

中分類	件数
貸金業,投資業等非預金信用機関(例:クレジットカード会社)	202
電気業(例:電力会社)	102
各種商品小売業(例:百貨店)	60
ガス業(例:ガス会社)	58
情報サービス業(例:ソフトウェア会社)	47
物品賃貸業(例:リース会社)	33
機械器具卸売業(例:電機の卸売会社)	30
電気機械器具製造業(例:電機メーカー)	29
銀行業(例:銀行)	28
その他小売業(例:各種小売店)	22
その他の教育,学習支援業(例:学習塾)	20
その他	154
合計	785

目次

1. 最近の個人情報保護に関する動向

2. 個人情報保護ガイドラインの概要

平成19年3月30日付けガイドライン改正の主な内容

1 「過剰反応」に対する見直し

◎ 本人の同意なくして個人データを第三者に提供できる事例を追加

1 法令に基づく場合

- ① 弁護士法第23条の2(弁護士会からの照会)に基づく個人情報の提供
- ② 消費生活用製品安全法第38条3項(危害防止命令に基づく措置への協力)に基づく製品の購入者等の情報提供

2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

- ① 製品事故が生じたため、又は生じていないが人の生命・身体に危害を及ぼす急迫した危険が存在するためにリコールを行う場合になされる、製品の購入者等の情報提供

2 個人情報取扱事業者の過剰な負担の適正化

◎ 個人の権利利益の侵害のおそれが少ない個人情報の取扱い事例を明示

1 安全管理措置の義務違反等とはならない事例の明示

- ① 内容物に個人情報が含まれない荷物の宛名に記載された個人データの取扱い
- ② 書店で誰もが容易に入手できる市販名簿に関する事例

2 「事故又は違反への対処」を実践するために講ずることが望まれる手法の例示

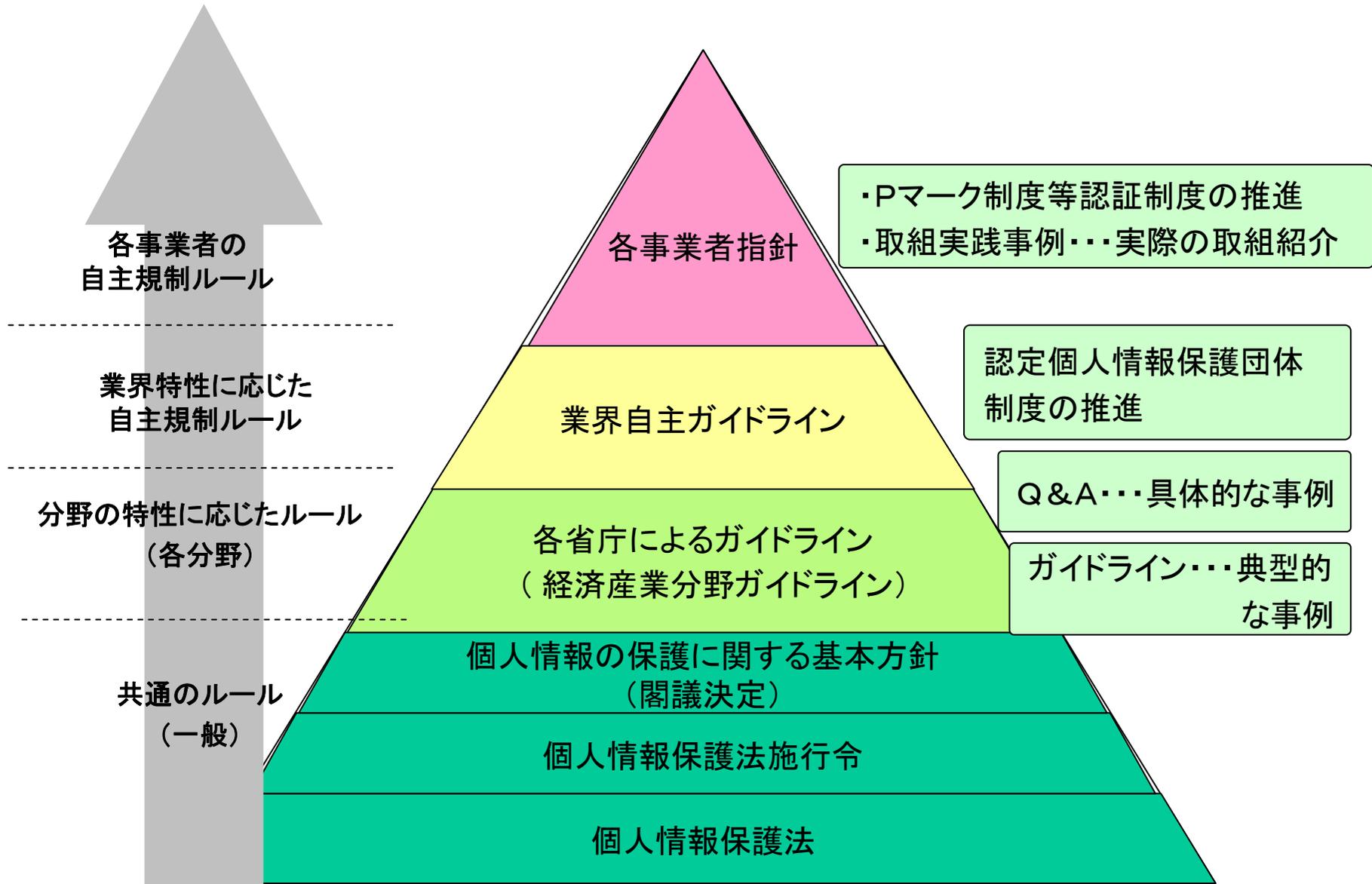
- ① 本人への連絡
省略できるものと考えられる事例を明示 (例)紛失データを第三者に見られることなく回収できた場合
- ② 主務大臣への報告
認定個人情報保護団体の対象事業者につき、自己が所属する認定個人情報保護団体への報告で代替可能とする。
- ③ 事実関係、再発防止策等の公表
省略できるものと考えられる事例を明示 (例)本人すべてに連絡が付いた場合

3 クレジットカード情報を含む個人情報の取扱いの見直し

◎ なりすまし購入等、二次被害発生の危険性にかんがみ、望ましい安全管理措置の事例を明示

- ① クレジットカード情報等の保存期限の設定、保存期限後の速やかな破棄
- ② クレジット売上傳票に記載されるクレジット番号の一部非表示化 など

個人情報保護に関する各種ルール の位置づけ



定義 ～「2-1-1.個人情報」(ガイドライン2ページ以下)～

・個人情報とは、生存する「個人に関する情報」であって、特定の個人を識別することができるもの。

【個人情報に該当する事例】

事例1) 本人の氏名

事例2) 生年月日、連絡先(住所・居所・電話番号・メールアドレス)、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報

事例3) 防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報

事例4) 特定の個人を識別できるメールアドレス情報(keizai_ichiro@meti.go.jp等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、日本の政府機関である経済産業省に所属するケイザイチローのメールアドレスであることがわかるような場合等)

事例5) 特定個人を識別できる情報が記述されていなくても、周知の情報を補って認識することにより特定の個人を識別できる情報

【個人情報に該当しない事例】

事例1) 企業の財務情報等、法人等の団体そのものに関する情報(団体情報)

事例2) 記号や数字等の文字列だけから特定個人の情報であるか否かの区別がつかないメールアドレス情報(例えば、abc012345@xyzisp.jp。ただし、他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別できる場合は、個人情報となる。)

定義 ～「2-1-2.個人情報データベース等」(ガイドライン3ページ以下)～

- ・特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物。
- ・紙面で処理した個人情報を一定の規則(例えば、五十音順等)に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているもの。

【個人情報データベース等に該当する事例】

事例1) 電子メールソフトに保管されているメールアドレス帳(メールアドレスと氏名を組み合わせた情報を入力している場合)

事例2) ユーザーIDとユーザーが利用した取引についてのログ情報が保管されている電子ファイル(ユーザーIDを個人情報と関連付けて管理している場合)

事例3) 従業員が、名刺の情報を業務用パソコン(所有者を問わない。)の表計算ソフト等を用いて入力・整理し、他の従業員等によっても検索できる状態にしている場合

事例4) 人材派遣会社が登録カードを、氏名の五十音順に整理し、五十音順のインデックスを付してファイルしている場合

事例5) 氏名、住所、企業別に分類整理されている市販の人名録

【個人情報データベース等に該当しない事例】

事例1) 従業員が、自己の名刺入れについて他人が自由に検索できる状況に置いているも、他人には容易に検索できない独自の分類方法により名刺を分類した状態である場合

事例2) アンケートの戻りはがきが、氏名、住所等により分類整理されていない状態である場合

定義 ～「2-1-3. 個人情報取扱事業者」(ガイドライン4ページ以下)～

- ・事業で用いる個人情報データベース等を構成する個人情報一人一人の数の総和が、5000人を超えている者。
- ・法人格のない、権利能力のない社団(任意団体)又は個人であっても、個人情報取扱事業者に該当し得る。

【特定の個人の数に算入しない事例】

事例1) 電話会社から提供された電話帳及び市販の電話帳CD-ROM等に掲載されている氏名及び電話番号

事例2) 市販のカーナビゲーションシステム等のナビゲーションシステムに格納されている氏名、住所又は居所の所在場所を示すデータ(ナビゲーションシステム等が当初から備えている機能を用いて、運行経路等新たな情報等を記録する場合があったとしても、「特定の個人の数」には算入しないものとする。)

事例3) 氏名又は住所から検索できるよう体系的に構成された、市販の住所地図上の氏名及び住所又は居所の所在場所を示す情報

【事業の用に供しないため特定の個人の数に算入しない事例】

事例) 倉庫業、データセンター(ハウジング、ホスティング)等の事業において、当該情報が個人情報に該当するかどうかを認識することなく預かっている場合に、その情報中に含まれる個人情報(ただし、委託元の指示等によって個人情報を含む情報と認識できる場合は算入する。)

定義 ～「2-1-4. 個人データ」(ガイドライン6ページ以下)～

・「個人データ」とは、個人情報取扱事業者が管理する「個人情報データベース等」を構成する個人情報。

【個人データに該当する事例】

事例1)個人情報データベース等から他の媒体に格納したバックアップ用の個人情報

事例2)コンピュータ処理による個人情報データベース等から出力された帳票等に印字された個人情報

【個人データに該当しない事例】

事例)個人情報データベース等を構成する前の入力帳票に記載されている個人情報

定義 ～「2-1-5. 保有個人データ」(ガイドライン7ページ以下)～

・「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、本人から求められる開示や利用の停止、消去等の要求すべてに応じることができる権限を有する「個人データ」。

【保有個人データに該当しないもの】

・6か月以内に消去することとなるもの。なお、更新することは除く。

・その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるもの。

事例1)いわゆる総会屋等による不当要求被害を防止するため、事業者が総会屋等を本人とする個人データを持っている場合

事例2)いわゆる不審者、悪質なクレーマー等からの不当要求被害を防止するため、当該行為を繰り返す者を本人とする個人データを保有している場合

～ 「個人情報」・「個人データ」・「保有個人データ」の各々の義務 ～

保有個人データ

個人データ

個人情報

- 第15条 利用目的の特定
- 第16条 利用目的による制限
- 第17条 適正な取得
- 第18条 取得に際しての利用目的の通知等
- 第31条 苦情の処理

- 第19条 データ内容の正確性の確保
- 第20条 安全管理措置
- 第21条 従業者の監督
- 第22条 委託先の監督
- 第23条 第三者提供の制限

- 第24条 保有個人データに関する事項の公表等
- 第25条 開示
- 第26条 訂正等
- 第27条 利用停止等
- 第28条 理由の説明
- 第29条 開示手続
- 第30条 手数料

～ 「利用目的の特定」 (ガイドライン14ページ以下) ～

- ・個人情報取扱事業者は、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならない。

【具体的に利用目的を特定している事例】

事例1)「〇〇事業における商品の発送、関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために利用いたします。」

事例2)「ご記入いただいた氏名、住所、電話番号は、名簿として販売することがあります。」

【具体的に利用目的を特定していない事例】

事例1)「事業活動に用いるため」

事例2)「提供するサービスの向上のため」

事例3)「マーケティング活動に用いるため」

～ 「利用目的の変更」 (ガイドライン15ページ以下) ～

- ・特定した利用目的は、社会通念上、本人が想定することが困難でないと認められる範囲内で変更することは可能である。
- ・利用目的で示した個人情報を取り扱う事業の範囲を超えての変更は、本人の同意を得なければならない。

【本人が想定することが困難でないと認められる範囲内に該当する事例】

事例)「当社の行う〇〇事業における新商品・サービスに関する情報のお知らせ」とした利用目的において「既存の商品・サービスに関する情報のお知らせ」を追加すること。

～ 「利用目的による制限」 (ガイドライン16ページ) ～

- ・個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を取り扱わなければならない。
- ・利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

～ 「事業の承継」 (ガイドライン16ページ) ～

- ・個人情報取扱事業者が、合併、分社化、営業譲渡等により他の個人情報取扱事業者から事業の承継をすることに伴って個人情報を取得した場合は、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

～ 利用目的による制限の「適用除外」 (ガイドライン16ページ以下) ～

- ・以下のような場合には、個人情報取扱事業者は、本人の同意を得ずに、利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

適用除外1) 法令に基づく場合

適用除外2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

適用除外3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

適用除外4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

～ 適用除外1「法令に基づく場合」 (ガイドライン17ページ) ～

- ・法令に基づいて個人情報を取り扱う場合。

【”法令に基づく場合“に該当する事例】

事例1) 刑事訴訟法第218条(令状による捜査)、第197条第2項(捜査に必要な取調べ)

事例2) 弁護士法第23条の2(弁護士会からの照会)

事例3) 製造・輸入事業者が、消費生活用製品安全法第39条第1項の規定による命令(危害防止命令)を受けて製品の回収等の措置をとる際に、販売事業者が、同法第38条第3項の規定に基づき製品の購入者等の情報を製造・輸入事業者提供する場合

～ 適用除外2「人の生命、身体又は財産の保護」 (ガイドライン17ページ以下) ～

- ・人(法人を含む。)の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人情報の利用が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合。

【”人の生命、身体又は財産の保護“に該当する事例】

事例1) 急病その他の事態時に、本人について、その血液型や家族の連絡先等を医師や看護師に提供する場合

事例2) 私企業間において、意図的に業務妨害を行う者の情報について情報交換される場合

事例3) 製品事故が生じたため、又は、製品事故は生じていないが、人の生命若しくは身体に危害を及ぼす急迫した危険が存在するため、製造事業者等が消費生活用製品をリコールする場合で、販売事業者、修理事業者又は設置工事業者等が当該製造事業者等に対して、当該製品の購入者等の情報を提供する場合

～ 適用除外3「公衆衛生の向上等」 (ガイドライン18ページ) ～

- ・公衆衛生の向上又は心身の発展途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合。

【”公衆衛生の向上等“に該当する事例】

事例1)健康保険組合等の保険者等が実施する健康診断やがん検診等の保健事業について、精密検査の結果や受診状況等の情報を、健康増進施策の立案や事業の効果の向上を目的として疫学研究又は統計調査のために、個人名を伏せて研究者等に提供する場合

事例2)不登校や不良行為等児童生徒の問題行動について、児童相談所、学校、医療行為等の関係機関が連携して対応するために、当該関係機関等の中で当該児童生徒の情報を交換する場合

～ 適用除外4「国の機関等への協力」 (ガイドライン19ページ) ～

- ・国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が目的外利用を行うことについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合。

【”国の機関等への協力“に該当する事例】

事例1)事業者等が、税務署の職員等の任意調査に対し、個人情報を出す場合

事例2)事業者等が警察の任意の求めに応じて個人情報を出す場合

～ 「利用目的の通知・公表」 (ガイドライン20ページ) ～

- ・個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

【本人への通知又は公表が必要な事例】

- 事例1) インターネット上で本人が自発的に公にしている個人情報を取得する場合
- 事例2) 官報、職員録等から個人情報を取得する場合
- 事例3) 個人情報の取扱いの委託を受けて、個人情報を取得する場合

～ 「直接書面等による個人情報の取得」 (ガイドライン20ページ以下) ～

- ・個人情報取扱事業者は、書面等による記載、ユーザー入力画面への打ち込み等により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示(※)しなければならない。
※本人が利用目的を認識するよう、合理的かつ適切な方法で明示しなければならない。

【あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない場合】

- 事例1) 申込書・契約書に記載された個人情報を本人から直接取得する場合
- 事例2) アンケートに記載された個人情報を直接本人から取得する場合
- 事例3) 懸賞の応募はがきに記載された個人情報を直接本人から取得する場合

～ 利用目的の明示・通知・公表の「適用除外」～

～ 適用除外1「本人又は第三者の権利利益を害するおそれ」～

(ガイドライン21ページ以下)

- ・利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

事例)いわゆる総会屋等による不当要求等の被害を防止するため、当該総会屋担当者個人に関する情報を取得し、相互に情報交換を行っている場合で、利用目的を通知又は公表することにより、当該総会屋等の逆恨みにより、第三者たる情報提供者が被害を被る恐れがある場合

～ 適用除外2「利用目的が自明」 (ガイドライン23ページ)～

- ・個人情報が取得される状況から見て利用目的が自明であると認められる場合

事例1)商品・サービス等を販売・提供する場合、住所・電話番号等の個人情報を取得する必要があるが、その利用目的が当該商品・サービス等の販売・提供のみを確実に行うためという利用目的であるような場合

事例2)一般の慣行として名刺を交換する場合、書面により、直接本人から、氏名・所属・肩書・連絡先等の個人情報を取得することとなるが、その利用目的が今後の連絡のためという利用目的であるような場合(ただし、ダイレクトメール等の目的に名刺を用いることは自明の利用目的に該当しない場合があるので注意を要する。)

～ 「安全管理措置」① (ガイドライン23ページ以下) ～

- ・個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理措置を講じなければならない。

【組織的安全管理措置】

安全管理について従業者の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程や手順書を整備運用し、その実施状況を確認すること。

【人的安全管理措置】

従業者に対する、業務上秘密と指定された個人データの非開示契約の締結や教育・訓練等を行うこと。

【物理的安全管理措置】

入退館(室)の管理、個人データの盗難の防止等の物理的な安全管理措置を行うこと。

【技術的安全管理措置】

個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等、個人データに対する技術的な安全管理措置を行うこと。

【安全管理措置の義務違反とはならない場合】

事例1) 内容物に個人情報が含まれない荷物等の宅配又は郵送を委託したところ、誤配によって宛名に記載された個人データが第三者に開示された場合

事例2) 書店で誰もが容易に入手できる市販名簿(事業者において全く加工をしていないもの)を処分するため、シュレッダー等による処理を行わずに廃棄し、又は、廃品回収に出した場合

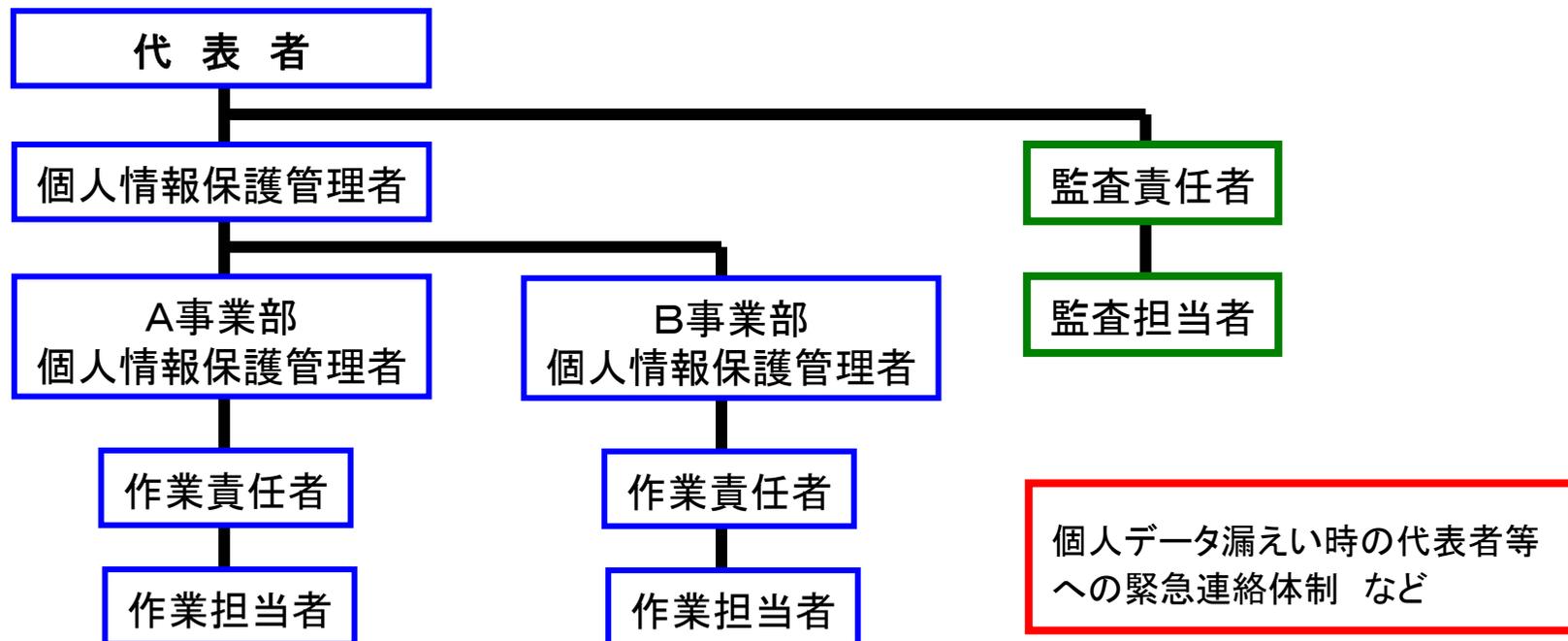
～ 「安全管理措置」② ～

～ 「組織的安全管理措置」 (ガイドライン25ページ以下) ～

【講じなければならない事項】

- ①個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備
- ②個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用
- ③個人データの取扱状況を一覧できる手段の整備
- ④個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善
- ⑤事故又は違反への対処

<個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備(例)>



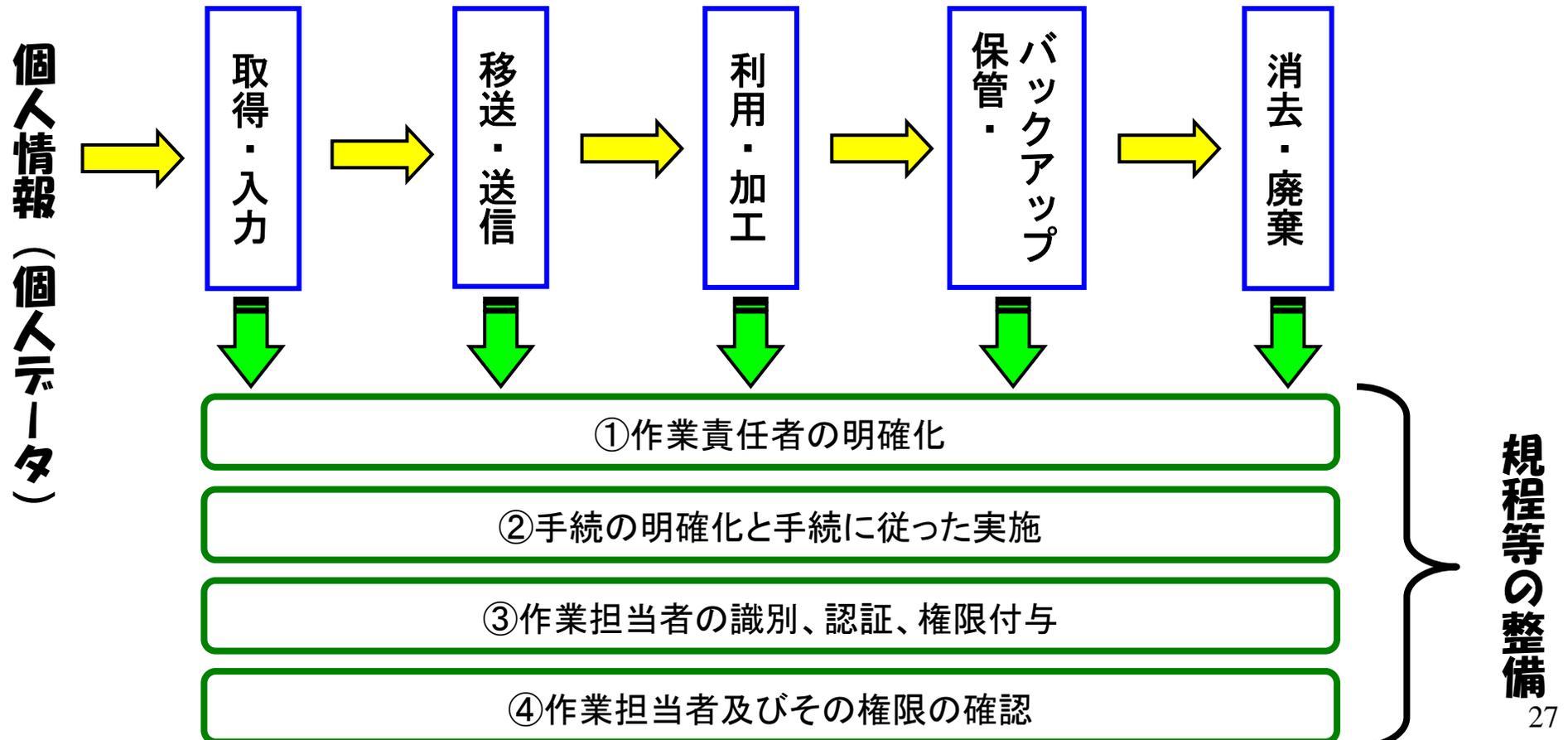
～ 「安全管理措置」③ ～

～ 「組織的安全管理措置」 (ガイドライン25ページ以下) ～

【講じなければならない事項】

②個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用

＜個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と運用(例)＞



～ 「安全管理措置」④ ～

～ 「組織的安全管理措置」 (ガイドライン26ページ) ～

【講じなければならない事項】

③個人データの取扱状況を一覧できる手段の整備

<個人データの取扱状況を一覧できる手段の整備(例)>

対象	記載されている顧客情報				控の有無		売場において		
							保管方法	保管期間の目安 売場(倉庫・バックヤード含む)	保管期間終了後の 最終処理方法
	氏名	住所	電話番号	クレジット情報	売場控	関連部署控			
■顧客名簿等									
顧客名簿 (ショップ名簿等)	○	○	○	×	—	—	施錠保管	利用期間のみ	店にて廃棄業者へ委託
顧客名簿 (システムⅡ名簿)	○	○	○	×	—	—	〃	〃	顧客政策担当に返却
顧客名簿 (フロッピー)	○	○	○	×	—	—	〃	〃	店にて廃棄業者へ委託
顧客名簿 (各種サークル等)	○	○	○	×	—	—	〃	有効会員の期間のみ	〃
アンケート用紙等	○	○	○	×	—	—	〃	集計作業等の利用期間のみ	〃
ご尊名台帳	○	○	○	×	—	—	〃	利用期間のみ	〃
■POS関連伝票									
お買上原票 (現売・他クレ等)	○	×	×	○	○	○	施錠保管	6カ月	店にて廃棄業者へ委託
〃 (自社クレ)	○	×	×	○	○	○	〃	〃	〃

出典:平成18年度「個人情報の適正な保護に関する取組実践事例調査」報告書
小売業(百貨店・スーパー) F社の取組

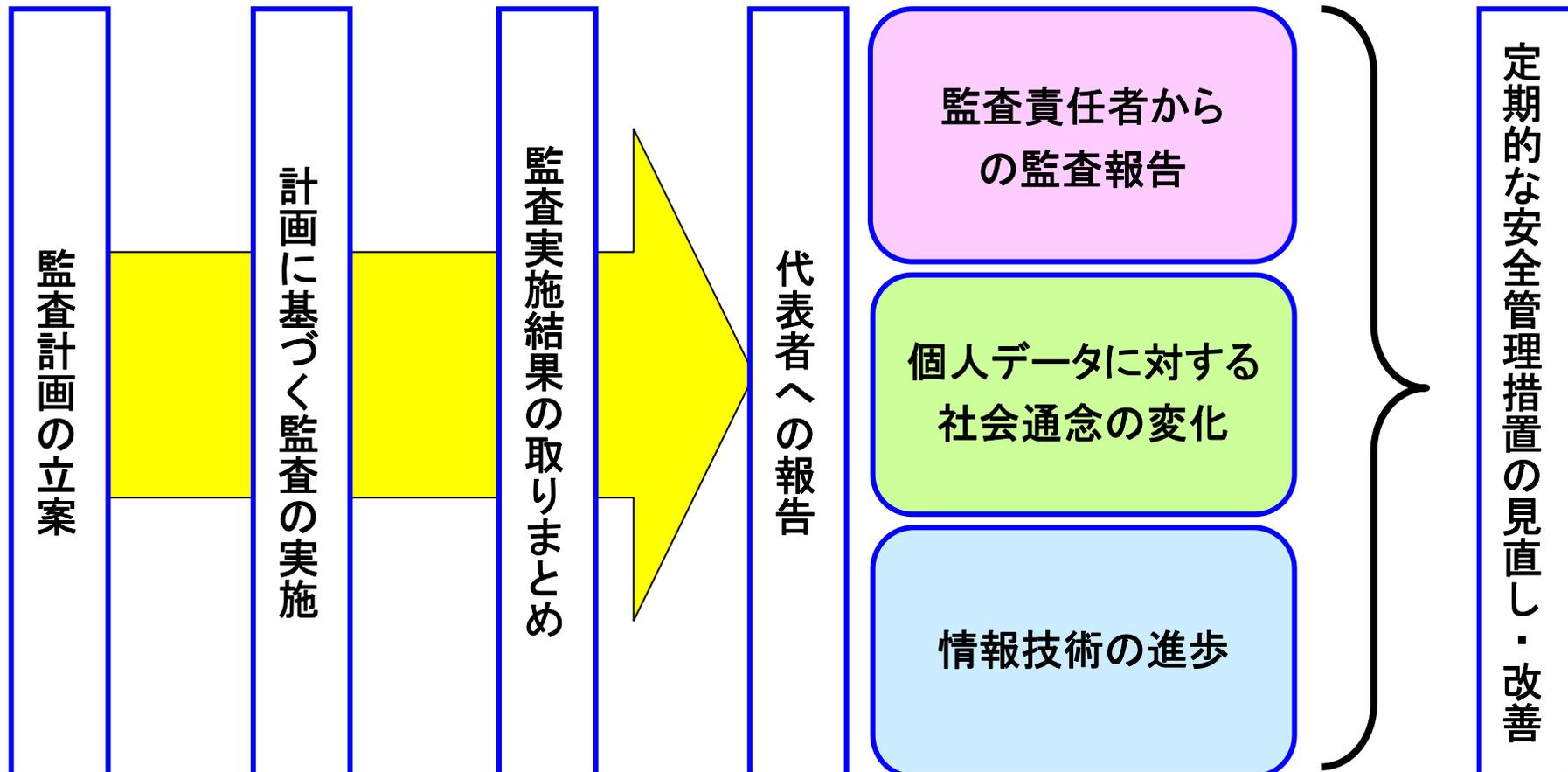
～ 「安全管理措置」⑤ ～

～ 「組織的安全管理措置」 (ガイドライン26ページ) ～

【講じなければならない事項】

④個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善

＜個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善(例)＞



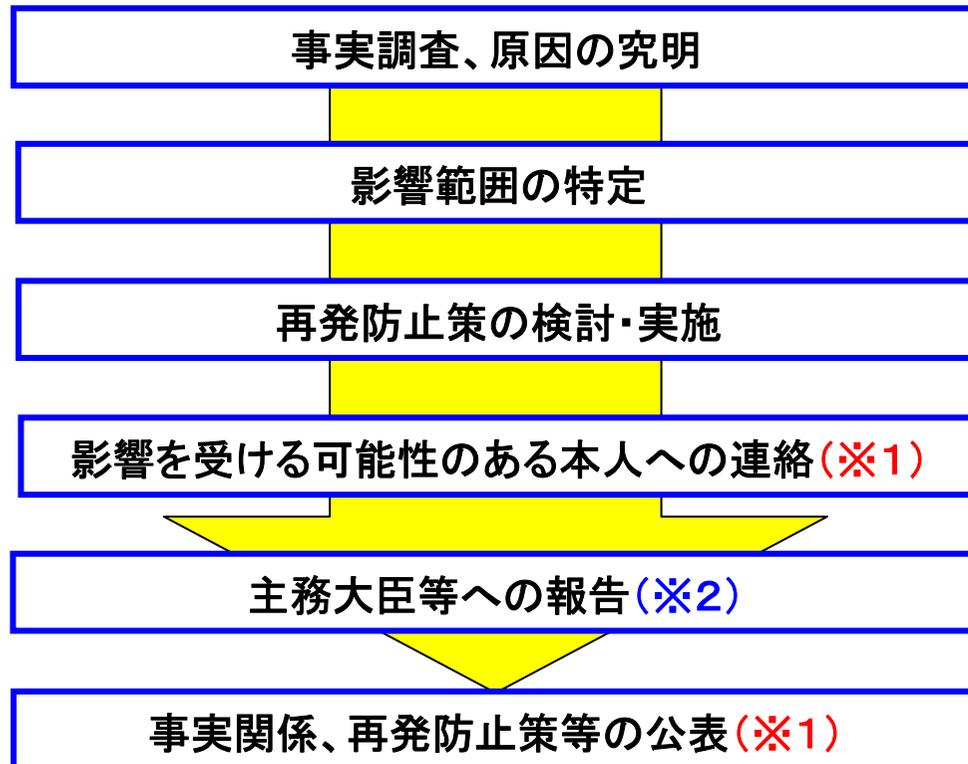
～ 「安全管理措置」⑥ ～

～ 「組織的安全管理措置」 (ガイドライン26ページ以下) ～

【講じなければならない事項】

⑤事故又は違反への対処

＜事故又は違反が発覚した場合の対処の手順等(例)＞



(※1)省略しても構わない場合

- ・紛失等した個人データを、第三者に見られることなく、速やかに回収した場合
- ・高度な暗号化等の秘匿化が施されている場合 等

(※2)認定個人情報保護団体の業務の対象となる個人情報取扱事業者は、経済産業大臣(主務大臣)への報告に代えて、自己が所属する認定個人情報保護団体に報告を行うことができる。

～ 「安全管理措置」⑦ ～

～ 「人的安全管理措置」 (ガイドライン31ページ以下) ～

【講じなければならない事項】

- ①雇用契約時における従業者との非開示契約の締結、及び委託契約等(派遣契約を含む。)における委託者と受託者間での非開示契約の締結
- ②従業者に対する内部規程等の周知・教育・訓練の実施

～ 「物理的安全管理措置」 (ガイドライン32ページ以下) ～

【講じなければならない事項】

- ①入退館(室)管理の実施
- ②盗難等の防止
- ③機器・装置等の物理的な保護



出典:平成18年度「個人情報の適正な保護に関する取組実践事例調査」報告書
情報サービス業(ソフトウェア) ○社の取組

～ 「安全管理措置」⑧ ～

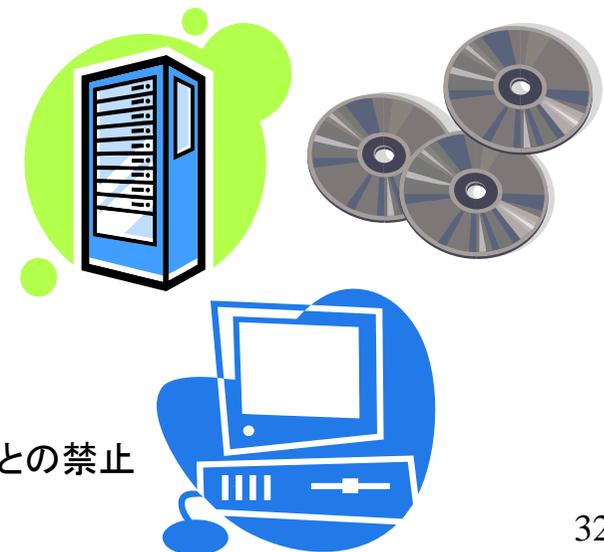
～ 「技術的安全管理措置」 (ガイドライン33ページ以下) ～

【講じなければならない事項】

- ①個人データへのアクセスにおける識別と認証
- ②個人データへのアクセス制御
- ③個人データへのアクセス権限の管理
- ④個人データのアクセスの記録
- ⑤個人データを取り扱う情報システムについての不正ソフトウェア対策
- ⑥個人データの移送・送信時の対策
- ⑦個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策
- ⑧個人データを取り扱う情報システムの監視

< 技術的安全管理措置の取組み(例) >

- ・個人データへのアクセス権限を付与すべき者の最小化
- ・アクセス権限を有する者に付与する権限の最小化
- ・個人データを格納した情報システムの利用時間の制限
- ・個人データへのアクセスや操作の成功と失敗の記録
- ・ウイルス対策ソフトウェアの導入
- ・情報システムの動作確認時のテストデータとして個人データを利用することの禁止
- ・個人データへのアクセス状況(操作内容も含む。)の監視 など



～ 「安全管理措置」⑨ (ガイドライン61ページ以下) ～

・クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人情報を取り扱う個人情報取扱事業者(※)における、特に講じることが望ましい措置を追加。

※クレジットカード会社、加盟店、オンラインショッピングモール運営事業者、それらの会社から委託を受けた者

・また、個人情報取扱事業者でない事業者においても、クレジットカード情報を取り扱う場合は、本ガイドラインに規定されている事項を遵守することが望ましい。

①クレジットカード情報等について特に講じることが望ましい安全管理措置の実施

- ・クレジットカード情報等の保存期限の設定、保存期限経過後の速やかな破棄
- ・クレジット売上傳票に記載されるクレジットカード番号を一部非表示化
- ・読み取り端末からのクレジットカード情報漏えい防止措置の実施
- ・移送や送信の際に最良の技術的方法を採用
- ・他のクレジットカード販売事業者に対してアクセス許容している場合のモニタリング実施

②クレジットカード情報等の保護に関する規定を含む契約の締結

- ・クレジットカード情報等の保護の観点から情報提供を求める旨の規定や、クレジットカード情報等の取扱いが不適切なことが明らかな場合において、当該情報を取り扱う業務の是正を求めることや当該業務に係る契約を解除する旨の規定を設定。(クレジットカード会社と加盟店との間で契約を締結する場合など)

③クレジットカード情報等を直接取得する場合のクレジットカード情報等の提供先名等の通知又は公表

- ・インターネット取引においてクレジットカード情報等を本人から直接取得する場合に、クレジットカード情報等の取得者名、提供先名、保存期間等を通知又は公表

～ 「従業員の監督」 (ガイドライン35ページ以下) ～

- ・個人情報取扱事業者は、法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、従業員に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。

～ 「委託先の監督」 (ガイドライン37ページ以下) ～

- ・個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、受託者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。

【個人データの取扱いを委託する場合に契約に盛り込むことが望まれる事項】

- ・委託者及び受託者の責任の明確化
- ・個人データの安全管理に関する事項
- ・個人データの漏えい防止、盗用禁止に関する事項
 - ・委託契約範囲外の加工、利用の禁止
 - ・委託契約範囲外の複写、複製の禁止
 - ・委託契約期間
 - ・委託契約終了後の個人データの返還・消去・廃棄に関する事項
- ・再委託に関する事項
 - ・再委託を行うに当たっての委託者への文書による報告
- ・個人データの取扱状況に関する委託者への報告の内容及び頻度
- ・契約内容が遵守されていることの確認(例えば、情報セキュリティ監査なども含まれる。)
- ・契約内容が遵守されなかった場合の措置
- ・セキュリティ事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

～ 「第三者提供の制限」 (ガイドライン38ページ以下) ～

- ・個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

【第三者提供とされる事例】

- 事例1) 親子兄弟会社、グループ会社の間で個人データを交換する場合
- 事例2) フランチャイズ組織の本部と加盟店の間で個人データを交換する場合
- 事例3) 同業者間で、特定の個人データを交換する場合
- 事例4) 外国の会社に国内に居住している個人の個人データを提供する場合

【第三者提供とされない事例】(ただし、利用目的による制限がある。)

- 事例) 同一事業者内で他部門へ個人データを提供すること。

～ 第三者提供の制限の「適用除外」 (ガイドライン39ページ) ～

- ・以下のような場合には、本人の同意なく個人データを第三者へ提供することができる。

- 適用除外1) 法令に基づく場合
- 適用除外2) 人の生命、身体又は財産の保護
- 適用除外3) 公衆衛生の向上等
- 適用除外4) 国の機関等への協力

～ 「オプトアウト」 (ガイドライン39ページ以下) ～

- ・個人情報取扱事業者は、第三者提供におけるオプトアウトを行っている場合には、本人の同意なく、個人データを第三者に提供することができる。
- ・ただし、法第15条第1項の規定により特定された利用目的に、個人情報の第三者提供に関する事項が含まれていない場合は、第三者提供を行うと目的外利用となるため、オプトアウトによる第三者提供を行うことはできない。

【オプトアウトによる第三者提供】

個人情報取扱事業者は、提供に当たりあらかじめ、以下の①から④までの事項すべてを、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いておくとともに、本人の求めに応じて第三者への提供を停止しなければならない。

- ①第三者への提供を利用目的とすること。
- ②第三者に提供される個人データの項目
 - 事例1) 氏名、住所、電話番号
 - 事例2) 氏名、商品購入履歴
- ③第三者への提供の手段又は方法
 - 事例1) 書籍として出版
 - 事例2) インターネットに掲載
 - 事例3) プリントアウトして交付等
- ④本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。

～ 「第三者に該当しないもの」① (ガイドライン41ページ以下) ～

～ 「委託」 (ガイドライン41ページ) ～

- ・個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託する場合は、本人の同意を得ずに個人データの提供を行うことができる。
- ・個人情報取扱事業者には、委託先に対する監督責任が課される。(法第22条関連)

事例1) データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを渡す場合

事例2) 百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人データを渡す場合

～ 「事業の承継」 (ガイドライン41ページ以下) ～

- ・合併、分社化、営業譲渡等により事業が承継され個人データが移転される場合は、本人の同意を得ずに個人データの提供を行うことができる。
- ・事業の承継後も、個人データが譲渡される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない。
- ・事業の承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、相手会社から自社の調査を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合は、第三者提供となり得るため、注意する必要がある。

事例1) 合併、分社化により、新会社に個人データを渡す場合

事例2) 営業譲渡により、譲渡先企業に個人データを渡す場合

～ 「第三者に該当しないもの」② (ガイドライン41ページ以下) ～

～ 「共同利用」 (ガイドライン42ページ以下) ～

- ・個人データを特定の者との間で共同して利用する場合、法令で定められた情報をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いておくとともに、共同して利用することを明らかにしている場合は、本人の同意を得ずに個人データの提供を行うことができる。
- ・既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合は、既に取得している事業者が法第15条第1項の規定により特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。

【共同利用】

個人情報取扱事業者は、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合、以下の①から④までの情報を、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いておかなければならない。

①共同して利用される個人データの項目

事例1) 氏名、住所、電話番号

事例2) 氏名、商品購入履歴

②共同利用者の範囲(本人からみてその範囲が明確であることを要するが、範囲が明確である限りは、必ずしも個別列挙が必要ない場合もある。)

③利用する者の利用目的(共同して利用する個人データのすべての利用目的)

④開示等の求め及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

～ 保有個人データに関する事項の本人への周知（ガイドライン44ページ以下）～

- ・個人情報取扱事業者は、保有個人データについて、法令で定められた情報を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

【保有個人データに関して公表すべき事項】

- ①個人情報取扱事業者の氏名又は名称
- ②すべての保有個人データの利用目的
- ③保有個人データの「利用目的の通知」、「開示」、「訂正・追加・削除」、「利用の停止・消去」の求めに応じる手続
 - ・開示等の受付先
 - ・開示等の求めに際して提出すべき書面の様式、受付方法（郵送、FAXで受け付ける等）
 - ・開示等の求めをする者が本人又はその代理人であることの確認の方法
 - （事例1）本人の場合（来所）：運転免許証、健康保険の被保険者証、写真付き住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、外国人登録証明書、年金手帳、印鑑証明書と実印
 - （事例2）本人の場合（送付（郵送、FAX等））：運転免許証のコピーと住民票の写し
 - （事例3）代理人の場合（来所）：本人及び代理人について、運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券（パスポート）、外国人登録証明書、年金手帳、弁護士の場合は登録番号、代理を示す旨の委任状（親権者が未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し）
 - ・手数料の額、徴収方法
- ④苦情及び問い合わせの申出先
- ⑤個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体に所属している場合は、その団体の名称及び申出先

～ プライバシーポリシーに掲げる事項の例（ガイドライン59ページ以下）～

①事業の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の取扱いに関すること。

(ア)取得する個人情報の利用目的

(法第18条関係)

(イ)＜本人の同意なく第三者提供する場合＞

(法第23条第2項及び第3項関係)

- ・利用目的に第三者提供が含まれていること。
- ・第三者に提供される個人データの項目
- ・第三者への提供の手段又は方法
- ・本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。

(ウ)＜共同利用する場合＞

(法第23条第4項及び第5項)

- ・特定の者との間で共同利用すること。
- ・共同して利用される個人データの項目
- ・共同利用者の範囲
- ・共同して利用する者の利用目的
- ・共同して利用する者のうち、個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

(エ)以下の保有個人データに関すること。

(法第24条関係)

- ・自己の氏名又は名称
- ・すべての保有個人データの利用目的

・「開示等の求め」に応じる手続(定めた場合)

・保有個人データの利用目的の通知及び開示に係る手数料の額(定めた場合)

・苦情の申出先(認定個人情報保護団体の対象事業者である場合には当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情解決の申出先を含む。)

(オ)開示等の求めに応じる手続に関すること。

(法第29条関係)

・申請書の様式(定めた場合)

・受け付ける方法(定めた場合)

・保有個人データの特定に役立つ情報の提供

(カ)問い合わせ及び苦情の受付窓口に関すること

(法第23条第5項、第24条第1項、第29条第1項及び第31条関係)。

②個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

③個人情報の安全管理措置に関すること。

④マネジメントシステムの継続的改善に関すること。

～ 経済産業省のホームページの紹介 ～

経済産業省ホームページの「個人情報保護」のページで、最新情報を入手できます。

アドレス: http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/index.html

【掲載内容】

- ・ 個人情報保護法の概要
- ・ 経済産業分野ガイドライン本体（日本語版・英語版）
- ・ Q & A
- ・ 個人情報保護法に基づく個人データの安全管理措置の徹底に係る注意喚起
- ・ 個人情報の適切な保護に関する取組実践例調査報告書
- ・ 経済産業分野の事業者における個人情報の保護に関する取組実態調査結果
- ・ プライバシーマーク制度
- ・ 個人情報保護マネジメントシステム（JIS Q 15001:2006）
- ・ 認定個人情報保護団体制度
- ・ 個人情報保護法の解説ビデオ
- ・ リンク